
プロジェクト リース

項目 金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案（ASBJ 基準等の改正案）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中のリース会計基準等の改正が、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）に与える影響を検討することを目的としている。なお、リース会計基準等の改正が影響を与え得るため検討対象とする会計基準等の一覧は、審議(3)-3 参考「改正又は修正の検討が必要となる可能性がある基準等の一覧」にお示ししている。
2. なお、時価開示適用指針に定められている返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額の注記（時価開示適用指針第 4 項(5)）については、第 482 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 29 日開催）及び第 117 回リース会計専門委員会（2022 年 7 月 4 日開催）において、リース負債に関して一定の期間に区分した返済額を他の金融負債と区分して注記することを改正リース会計基準で定めることを提案しているため（別紙 1 参照）、本資料では取り扱っていない。したがって、以下では、時価開示適用指針のうち、次の項目を検討の対象としている。
 - (1) 金融商品の時価等に関する事項（時価開示適用指針第 4 項）
 - (2) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（時価開示適用指針第 5-2 項(2)及び(3)）

以下、本資料では、上記(1)及び(2)を合わせて「時価開示」という。

II. 事務局提案の要約

3. 本日議論いただく事項に関する事務局提案をまとめると、次のとおりである。
 - (1) リース負債（借手）については、現行の時価開示適用指針における取扱いを変更し、時価開示の注記を要しないこととする（本資料第 14 項から第 16 項）。
 - (2) リース債権等（貸手）については、現行の時価開示適用指針における取扱いを変更せず、時価開示の対象とする（本資料第 17 項）。
 - (3) 現行のリース適用指針における経過措置の対象となるリースに関する時価開示の取

扱いについて、借手については取扱いを削除し、貸手については変更を行わないこととする（本資料第 18 項から第 21 項）。

4. 具体的な文案については、本資料 7 頁以降でお示ししている。

III. 注記事項の見直しに関する検討

現行の時価開示適用指針における定め

5. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース投資資産のうち見積残存価額を控除したリース料債権部分（以下合わせて「リース債権等」という。）並びにリース債務については、金融資産又は金融負債であるため、時価開示の対象となる（時価開示適用指針第 24 項）。
6. 時価開示の対象となる前項のリース債権等及びリース債務については、次の注記が要求されている。
 - (1) 金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額（時価開示適用指針第 4 項(1)）
 - (2) 貸借対照表日におけるレベル 1、レベル 2、レベル 3 のそれぞれの時価の合計額（時価開示適用指針第 5 項(2)）
 - (3) 貸借対照表日における時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に分類される場合に①時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明及び②時価の算定に用いた評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由（時価開示適用指針第 5 項(3)）

（現行のリース適用指針における経過措置の対象となるリースの時価開示）

7. リース取引開始日が 2007 年に改正されたリース会計基準の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、リース適用指針における経過措置を適用して次の会計処理を行っている場合で、貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との間に重要な差がある場合には、その旨を示すことが適切であるとされている（時価開示適用指針第 25 項）。
 - (1) 借手が適用初年度の前年度末における未経過リース料残高をリース債務として計上している場合
 - (2) 貸手が適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額をリース投資資産として計上している場合
8. リース取引開始日が 2007 年に改正されたリース会計基準適用初年度開始前の所有権移

転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合（リース適用指針第 79 項及び第 82 項）、時価開示適用指針の対象外となる（時価開示適用指針第 25 項）。

IFRS の定め

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定め

9. 金融資産及び金融負債のクラスごとに、そのクラスの資産及び負債の公正価値を、帳簿価格と比較できるような方法で開示することが求められている。ただし、リース負債については、公正価値の開示は求められていない（IFRS 第 7 号第 25 項及び第 29 項(d)）。
10. このように定めた理由として、仮にリース負債の公正価値の開示を求める場合、IFRS 第 16 号においてリース負債を公正価値で測定することを要求しないことで回避しようとしていたコストと複雑性を再導入する結果となるためであると 2013 年の IASB 公開草案「リース」BC210 項において説明されている（2013 年 IASB 公開草案「リース」(ED/2013/6) BC210 項(b)及び IASB 公開草案「リース」(ED/2010/9) BC168 項(b)）。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」の定め

11. IFRS 第 13 号「公正価値測定」では、IFRS 第 16 号に従って会計処理されるリース取引はその測定及び開示の適用範囲外とされているため（IFRS 第 13 号第 6 項(b)）、リース取引にはレベル別の公正価値、公正価値測定に用いた評価技法及びインプットの説明、評価技法を変更した場合のその旨及び変更の理由（IFRS 第 13 号第 97 項）等の開示は要求されていない。IFRS 第 13 号では、IAS 第 17 号「リース」の範囲に含まれるリース取引は適用範囲外とされていたため、IFRS 第 16 号の公表による実質的な変更は行われていない。

米国会計基準における定め

12. Topic 825「金融商品」においては、Topic 842 で定めるリース契約に係るリース債権及びリース負債については、公正価値の開示は求められていない(ASC 825-10-50-8 項(d))。
13. このように定めた理由として、米国財務会計基準書 (SFAS) 第 107 号「Disclosures about Fair Value of Financial Instruments」の基準策定時に、リース契約を含むいくつかの契約及び債務について、実務上の困難性があるため公正価値に関する開示を要求することを意思決定する前に、さらなる検討が必要と判断されたためであると説明されている (SFAS 第 107 号第 74 項)。

事務局による分析

(借手)

14. 改正リース会計基準では現行のオペレーティング・リースを含む借手のすべてのリース

について資産及び負債を計上することを提案している。また、借手のリースについて、これまで行ってきたファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を行わないことを提案している。したがって、これまでどおり、ファイナンス・リースに分類されてきたリースに係るリース債務のみについて時価開示の注記を要求することが困難となる。

15. ここで、リース基準改正後のリース負債に係る時価開示について次の2つの取扱いが考えられる。それぞれの長所及び短所については、次のとおりである。

(1) すべてのリース負債について時価開示の注記を要求する。

長所

- 借入金等の他の金融負債と同様にリース負債を時価開示の対象とすることで、金融負債の範囲と時価開示の範囲が整合的となると考えられる。
- 現行の会計基準においてオペレーティング・リースに分類されているリースに係るリース負債についても時価開示の対象となり、財務諸表利用者が利用可能な情報が増加すると考えられる。

短所

- IFRS 第16号において公正価値の算定上の困難さが指摘されており、改正リース会計基準においてすべての借手のリースについて資産及び負債を計上するコストの増加に加えて、さらに財務諸表作成者に開示のために時価を算定するコストが増加すると考えられる¹。

(2) すべてのリース負債について時価開示の注記を要求しない。

長所

- IFRS 第16号における取扱いと同様となり、財務諸表作成者による開示のコストの増加が回避される。

短所

- 現行のファイナンス・リースに係るリース負債は、時価開示の対象とされており、その時価の情報が開示されなくなるため、財務諸表利用者が利用可能な情報が減少する。

16. 前項で示す取扱いについては、それぞれ長所と短所が存在しているが、改正リース会計基準においては、ファイナンス・リース取引に係るリース債務のみならず、すべてのリースに係るリース負債が計上されるためリースの対象範囲が拡大していることと、国際

¹ 特に、延長オプションや変動リース料等が含まれている場合に適用が複雑になるとされている（IFRS 第16号 BC146項、2013年公開草案「リース」BC67項）。

的な会計基準においてコストと複雑性の観点からリース負債の公正価値の開示を求めないこととしていることを踏まえると、あえて我が国の会計基準のみにおいて、リース負債の時価開示の注記を求める理由はないと考えられるがどうか。

(貸手)

17. 次の点を考慮し、時価開示の対象に含めるとする現行の定めを変更しないことが考えられるがどうか。

- (1) 時価開示適用指針における貸手における時価開示の対象は、ファイナンス・リースに係るリース債権等である。
- (2) リース基準の改正において、リースの貸手については、リースの定義及びリースの識別並びに収益認識会計基準と整合性を図る点を除き、現行のリース会計基準等の定めを踏襲することを提案しており、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類も現行どおりとなるため、リース基準の改正は時価開示の対象に影響を与えない。
- (3) 当該リース債権等の時価開示については我が国において実務が定着していると考えられる。
- (4) 貸手については、変更を行わないことが改正リース会計基準の開発方針と整合すると考えられる。
- (5) IFRS 第7号において公正価値の開示対象に含まれていることとの整合性が図られる。
- (6) IFRS 第13号においてリース取引はレベル別の開示の対象外とされているが、IFRSにおける当該取扱いはIFRS 第16号公表前からの取扱いであり、リース基準の改正による検討項目ではないと考えられる。

(リース適用指針の経過措置の対象となるリースの時価開示の取扱い)

18. 本資料第7項及び第8項で記載している現行のリース適用指針における経過措置の取扱いについては、第483回企業会計基準委員会(2022年7月19日開催)及び第118回リース会計専門委員会(2022年7月20日開催)において、改正リース適用指針においても当該経過措置を残すことを提案している。
19. リース適用指針における経過措置では2007年に改正されたリース会計基準の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手及び貸手の取扱いを定めており、時価開示適用指針において当該経過措置の対象となるリース取引に係る時価開示の取扱いを示している。
20. 当該経過措置の対象となる借手及び貸手のリースの時価開示の取扱いについては、次のとおり、本資料第14項から第17項までの借手と貸手に対する提案と整合的に取り扱うこ

とが考えられるかどうか。

- (1) リース負債については、本資料第 16 項において時価開示の注記を要しないこととすることを提案している。したがって、経過措置の対象となる借手のリースの時価開示の取扱いについては削除することが考えられる。
- (2) リース債権等については、本資料第 17 項において時価開示の対象を変更しないことを提案している。したがって、本資料第 17 項に示す理由により、経過措置の対象となる貸手のリースの時価開示の取扱いについても変更しないことが考えられる。

21. なお、貸手のリース投資資産については、貸借対照表計上額と貸借対照表日における時価との間に重要な差がある場合には、その旨を示すことが適切であるとしている（時価開示適用指針第 25 項）。本経過措置に係る開示については、時の経過につれて重要性が低くなることから開示負担の軽減について対応ができないか考えてほしいとするご意見が第 483 回企業会計基準委員会で聞かれているが、時価開示適用指針は第 4 項において重要性が乏しいものは注記を省略できることを定めているため、経過措置から時間が経過するにつれ、この開示について重要性が乏しくなる場合には、注記を要さない判断が行われることとなると考えられるため、本注記に対して特定の対応を行う必要はないのではないかと考えられる。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 14 項から第 21 項に記載した事務局による分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

IV. リース会計基準等の改正に伴う形式的な変更

22. 現在検討中のリース会計基準等の改正案では、次の用語の変更を検討している。

現行の用語	変更案
リース取引	リースの定義において「取引」を「契約」に変えることを提案しており、これと平仄をとり、「リース取引」という用語を「リース」へと変更することを提案している。
リース資産	使用権資産
リース債務	リース負債
通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を	リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、リース料総額をリース期間にわたって定額

行うこと	法又は他の規則的な方法により費用として計上すること
------	---------------------------

23. 前項の変更と合わせて、時価開示適用指針の内容を置き換えることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント 2

本資料第 23 項に記載した事務局による提案及び本資料次頁以降でお示しする文案イメージについて、ご意見をお伺いしたい。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第●号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

(HP では非公表)

別紙1：第482回企業会計基準委員会 審議(2)-4 及び第117回リース会計専門委員会 資料(2)「表示及び注記」抜粋**(リース負債の満期分析について)**

67. リース負債の満期分析については、これまでの提案において、改正リース会計基準で要求することを提案しており、反対意見は聞かれていないため、注記を求めることとする。
68. 我が国の現行の会計基準においては、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第4項(5)及び第37項において、次のとおり定められている。
- (1) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する（金融商品時価開示適用指針第4項(5)）
 - (2) これまで、社債並びに長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、附属明細表において、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を記載することとされており、当該負債の返済予定期間が最大でも5年内であって、かつ、当該記載が行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができる（金融商品時価開示適用指針第37項）。
69. IFRS 会計基準では、次のとおりとされている。
- (1) デリバティブ以外の金融負債の満期分析を開示する（IFRS 第7号「金融商品：開示」第39項(a)）。
 - (2) 満期分析を作成する際には、満期日ゾーンの適切な数を判断する。満期日ゾーンには次のような例がある（IFRS 第7号 B11 項）。

1 か月以内、1 か月超 3 か月以内、3 か月超 1 年以内、1 年超 5 年以内
 - (3) 借手は、リース負債の満期分析について、他の金融負債の満期分析とは区分して IFRS 第7号第39項及び B11 項を適用して開示する（IFRS 第16号第58項）。
70. 次の分析から、リース負債の満期分析について、金融商品時価開示適用指

審議事項(3)-3

針第4項(5)と整合的に「一定の期間に区分した」返済額を、リース負債を他の金融負債と区分して注記することを改正リース会計基準で定めることとしてはどうか。

- (1) 金融商品の開示の定めにおいてリース負債の満期分析が個別には開示されないため、IFRS第16号は、金融商品の開示の定めを参照した上で、リース負債を個別に開示することを要求している。
 - (2) IFRS第7号では満期日ゾーンの例が示されているが、これはあくまで例示であり、現行の金融商品時価開示適用指針及びIFRS第7号のどちらにおいても、企業が満期日ゾーンを判断して、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記することは共通していると考えられる。したがって、金融商品時価開示適用指針と整合的な満期日ゾーンとすることで開示における追加のコストの増加に対応することができると考えられる。
71. なお、金融商品時価開示適用指針については、今後、リース会計基準の改正に伴う改正を検討することを予定しており、「リース債務」の用語は、「リース負債」に変更することを予定している。

別紙2：関連する会計基準等

時価開示適用指針**注記事項****金融商品の時価等に関する事項**

4. 「金融商品の時価等に関する事項」(金融商品会計基準第40-2項(2))については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。

なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。

また、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。

加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。

なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。

(中略)

(5) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債について

は、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。

金融商品の時価等に関する事項

5-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」(金融商品会計基準第 40-2 項(3)) については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(中略)。

(2) 第 4 項(1)に従って貸借対照表日における時価を注記する金融資産及び金融負債((1)で注記する金融資産及び金融負債を除く。)について、適切な区分に基づき、貸借対照表日におけるレベル 1 の時価の合計額、レベル 2 の時価の合計額及びレベル 3 の時価の合計額をそれぞれ注記する。

(3) (1)及び(2)に従って注記される金融資産及び金融負債のうち、貸借対照表日における時価がレベル 2 の時価又はレベル 3 の時価に分類される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。

- ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプット(時価算定会計基準第 4 項(5))の説明
- ② 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由

結論の背景**金融商品の時価等に関する事項**

24. ファイナンス・リース取引により認識されたリース債権又はリース債務は、金融資産又は金融負債であり、時価開示の対象となる。また、貸手において、所有権移転外ファイナンス・リース取引で資産に計上されることとなるリース投資資産は、リース料債権(将来のリース料を収受する権利で、残価保証額を含む。)と見積残存価額(リース期間終了時に見積られる残存価額で残価保証のない額)から構成される複合的な資産であり、このうち前者のリース料債権に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられている(企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)第 40 項及び第 41 項)。このため、当該リース料債権に係る部分についても、金融資産の時価開示の対象とすることが適切と考えられる。

ただし、ファイナンス・リース取引の借手においてリース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合(企業会計基準適用指針第 16 号「リ

リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下「リース会計適用指針」という。)第31項から第33項)、及び、貸手としてのリース取引に重要性が乏しいと認められる場合(リース会計適用指針第59項及び第60項)には、貸借対照表上、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもって掲記していても、金融商品会計基準等の適用にあたり重要性が乏しいと認め、**第エラー! 参照元が見つかりません。**項の注記をしないことができる。

なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合において通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合(リース会計適用指針第34項及び第35項並びに第45項及び第46項)には、リース債権又はリース投資資産とリース債務は計上されておらず、本適用指針の対象外となる。

IFRS 第7号「金融商品：開示」

29 公正価値の開示は、次のものに関しては必要とされない。

- (a) 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合(例えば、短期の売掛金及び買掛金のような金融商品)
- (b) [削除]
- (c) [削除]
- (d) リース負債

39 企業は次の事項を開示しなければならない。

- (a) デリバティブ以外の金融負債(発行した金融保証契約を含む)について残りの契約上の満期を示す満期分析

[参照:]

B10A項からB11A項、B11C項及びB11D項
適用ガイダンスIG31A項]

- (b) デリバティブ金融負債についての満期分析。この満期分析は、契約上の満期がキャッシュ・フローの時期の理解に不可欠であるデリバティブ金融負債についての残存する契約上の満期を含んでいなければならない(B11B項参照)。

[参照:] B10A項からB11D項]

- (c) (a)及び(b)に固有の流動性リスクをどのように管理しているかの説明E1

[参照:] B11E項及びB11F項]

B11D 第39項(a)及び(b)で求めている満期分析で開示される契約上の金額は、例えば次のような契約上の割引前のキャッシュ・フローである。

- (a) 総額でのリース負債（金融費用控除前）
- (b) 金融資産を現金で購入する先渡契約で指定された価格
- (c) 正味キャッシュ・フローを交換する変動払・固定受の金利スワップの純額
- (d) 総額のキャッシュ・フローが交換されるデリバティブ金融商品（例えば、通貨スワップ）で交換される契約上の金額
- (e) 総額のローン・コミットメント

このような割引前のキャッシュ・フローは、財政状態計算書に含まれている金額とは異なる。当該計算書の金額は割引後のキャッシュ・フローに基づいているからである。支払金額が固定されていない場合には、開示される金額は報告期間の末日現在で存在している状況を参照して決定される。例えば、支払金額がある指数の変動によって変わる場合には、開示される金額は期末現在の当該指数の水準が基礎になるかもしれない。

信用リスク

[参照：付録A]

範囲及び目的

35A 企業は、第35F項から第35N項における開示要求を、IFRS 第9号における減損の要求事項が適用される金融商品に適用しなければならない。ただし、

- (a) 営業債権、契約資産及びリース債権について、第35J項(a)は、営業債権、契約資産又はリース債権のうちIFRS 第9号の5.5.15項に従って全期間の予想信用損失が認識されているものに対して、当該金融資産が30日超の期日経過となっている間に条件変更された場合に適用される。
- (b) 第35K項(b)はリース債権には適用しない。

予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報及び定性的情報
【参照：第 35B 項(b)】

35H 損失評価引当金の変動及び当該変動の理由を説明するため、企業は、金融商品のクラス [参照：第 6 項及び B1 項から B3 項並びに適用ガイドランス IG5 項及び IG6 項] 別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、表形式で、以下についての当期中の変動を区分して、提供しなければならない。

- (a) 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
- (b) 以下について、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している（しかし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）金融資産
 - (iii) IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権
- (c) 購入又は組成した信用減損金融資産。調整表に加えて、企業は、当報告期間中に当初認識した金融資産に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を開示しなければならない。

2013 年リース公開草案
その他の開示

BC210 両審議会は、次のような考え得る開示も議論したが、要求はしないと決定した。これらの開示を提供するコストが便益を上回ると考えるからである。

- (a) リース負債の計算に用いた割引率（又は割引率の範囲若しくは加重平均）
- (b) リース負債の公正価値（開示を要求すると、両審議会が当該負債の公正価値での測定を要求しないことにより避けようと意図していたコストと複雑性が再び持ち込まれることになるため）
- (c) 借手が原資産を購入するオプションの存在及び主要な契約条件
- (d) 使用权資産の一部として資産化した当初直接コストの金額
- (e) 移行時にはリースではなくなっている契約に関する情報
- (f) さまざまなリース費用の内訳及び対応するキャッシュ・フローの開示

2010年リース公開草案

BC168 リースに関する開示を決定するにあたり、両審議会は以下を検討した。

- (a) IAS 第 17 号及び Topic 840 の現行の規定。
- (b) IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（IAS 第 17 号に、借手は IFRS 第 7 号の開示規定に従わなければならないと定められている）。しかしながら、両審議会は、リース負債の公正価値の開示を要求すべきでないとは提案している。これは、そのような開示を要求する場合、当該負債について、償却原価による測定を要求することにより回避しようとした費用や複雑性が再度持ち込まれることになるためである。

Topic 825 「Financial Instruments」**Transactions**

ASC 825-10-50-8

In part, this Subsection requires disclosures about fair value for all financial instruments, whether recognized or not recognized in the statement of financial position, except that the disclosures about fair value prescribed in paragraphs 825-10-50-10 through 50-13 and 825-10-50-15 are not required for any of the following:

- a. Employers' and plans' obligations for pension benefits, other postretirement benefits including health care and life insurance benefits, postemployment benefits, employee stock option and stock purchase plans, and other forms of deferred compensation arrangements (see Topics 710, 712, 715, 718, and 960)
- b. Substantively extinguished debt subject to the disclosure requirements of Subtopic 405-20
- c. Insurance contracts, other than financial guarantees (including financial guarantee insurance contracts within the scope of Topic 944) and investment contracts, as discussed in Subtopic 944-20

- d. Lease contracts as defined in Topic 840 (a contingent obligation arising out of a cancelled lease and a guarantee of a third-party lease obligation are not lease contracts and are subject to the disclosure requirements in this Subsection)
- e. 以下、省略

Topic 842 「Leases」

ASC 842-20-50-6

A lessee shall disclose a maturity analysis of its finance lease liabilities and its operating lease liabilities separately, showing the undiscounted cash flows on an annual basis for a minimum of each of the first five years and a total of the amounts for the remaining years. A lessee shall disclose a reconciliation of the undiscounted cash flows to the finance lease liabilities and operating lease liabilities recognized in the statement of financial position.